

利用者への虐待防止に関する指針

社会福祉法人上野原若鮎会
わかあゆ工房

1 基本方針

当事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容および関連する不適切な支援を一切行わないこととします。また、虐待の発生の防止に努めることとともに早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を順守して、利用者の支援に努めます。

【虐待の定義】

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

ア) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

イ) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

ウ) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

エ) 放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者によるアからウまでに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

オ) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止委員会

① 委員会の委員長は施設長とする。

② 委員会の委員は主任、看護師、生活支援員とする。

その他必要に応じて委員を指名する。

③ 委員会は、年1回以上開催する。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

④ 委員会の審議事項等

- ・虐待防止委員会の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待防止のための職員の研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備について
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及び防止策を講じた場合の効果についての評価に関すること
- ・審議された内容を周知するとともに、虐待防止対策が適正に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。

(2) この指針に基づく研修は、年1回以上の研修に加え、新規採用時には必ず行い、研修実施内容については記録を残すものとする。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに県および市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠が無くても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それにかかる確認や施設管理者への報告を行う。

(2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、施設管理者及び市に第一報として報告をおこなうとともに、施設管理者は家族に誠意をもって対応し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝える事とする。

(3) 施設管理者は、虐待防止委員会で論議した虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び市に報告する。

6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度が利用できるよう支援します。

7 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

8 その他

権利擁護及び利用者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

本指針は、令和6年4月1日より運用する。